

# はなまる活動表彰制度要綱

制 定 平成24年6月22日  
最近改正 令和4年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、職場活性化及び業務改善活動による職場風土改革に関する職員の自主的・自発的な取組み並びに地域におけるボランティア活動等の取組みを奨励し、職員の意識改革及び職場風土活性化の推進並びに地域とのよりよい関係づくりを推進することを目的とする。

## (表彰の対象)

第2条 次の各号に掲げる表彰事由のいずれかに該当するものに対して、市長表彰をおこなう。

(1) 職場内で継続的に職場の活性化、職場風土改革を推進する取組みで、他の模範となるもの

または、業務改善活動による職場の活性化、職場風土改革を推進する取組みで、他の模範となるもの

(2) 継続的な地域との連携、地域に貢献する職場単位のボランティア活動で、他の模範として推奨すべきもの

## (表彰の手続)

第3条 所属長は、第2条に定める表彰事由に該当する場合、必要書類を総務局長あて提出するものとする。

## (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年6月22日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成24年7月12日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。